資料4

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会 御中
（事務局：気候変動対策認証センター）

平成24年10月22日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット（J-VER）制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
鳥取県県有林J－VERプロジェクト			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	鳥取県　（トットリケン）		
住所	〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220		
代表者氏名	平井伸治	代表者役職	鳥取県知事
担当者氏名	下田　直輝	担当者 所属部署・役職	農林水産部 森林・林業総室 農林技師
担当者 E-mail	shimoda-n@pref.tottori.jp	担当者電話番号	0857-26-7305
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	鳥取県　（トットリケン）		
プロジェクト参加者名	なし		
オフセット・クレジット（J-VER）取得予定者			
事業者名（フリガナ）	鳥取県　（トットリケン）		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	SGSジャパン株式会社		
検証機関名	SGSジャパン株式会社		

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 （4 ケタ）	0009
プロジェクト登録日	平成21年12年3日
プロジェクト概要[1]	（具体的な内容を簡潔に記載すること。） 【プロジェクトの目的・内容】 鳥取県板井原県有林を持続的に管理するため、間伐が必要な人工林を適期に間伐し、健全な林況を維持するとともに、光合成による二酸化炭素の吸収を促進する。間伐した森林の二酸化炭素吸収量について、オフセット・クレジット（J－VER）を取得、販売し、その追加的資金を活用し、今後の間伐、間伐材の搬出、作業道の整備などを更に進め、持続可能な森林経営を継続する。 【適格性基準との整合性】 条件1、条件2、条件3の基準を全て満たしている。 【法令遵守状況】 関連する法律である森林法を遵守している。 【採用技術】 測量器具（コンパス、樹高測定器等）を用い、モニタリングを実施する。 【モニタリング方法】 モニタリング方法ガイドラインに基づき、間伐面積と地位を確定し、鳥取県収穫予想表等を使用し、吸収量を算定。 【GHG 算定式の方法論への準拠性】 方法論に準拠している。 【モニタリング体制】 プロジェクト代表事業者の組織内で資料提供、調査、算定、確認等の役割分担を明確にし、モニタリングを実施する。 【QA / QC 体制】

[1] プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

	モニタリング研修、情報保管、データ確認、内部監査、測定機器の維持・管理について、適切に実施する。 （その他特筆すべき事項） 特になし						
モニタリング結果概要[2]	☒ プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 ☒ モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 ☒ モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 （その他特筆すべき事項） 特になし						
適用モニタリング方法ガイドライン	オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン （森林管理プロジェクト用）　ver. 4.2						
適用方法論	方法論番号	No.R.001　ver. 6.2					
	方法論名称	R.001 森林経営活動によるCO2吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)					
モニタリング結果							
モニタリング期間	2011年4月1日～2012年3月31日						
<方法論R001・R002・R003のみ> モニタリング対象面積	72.80ha						
排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2				441		441
認証依頼削減・吸収量	441　t-CO2[3]						

[2] モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

[3] 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名：　鳥取県
ダブルカウントの防止措置内容	以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 （オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照） 【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】 ■　類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値（以下、「環境価値」という。）の認証を取得しません。 □　以下の類似制度（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を含む）に申請しています 類似制度名： □　当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。 □　当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。 □　当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。 理由： 【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】 □　当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。 ■　森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。 ※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット（J-VER）として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

■ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

■ ホームページ

ホームページ URL：http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=152993
http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=65557

■ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）

「鳥取県環境白書」、「環境にやさしい県庁率先行動計画」

□ その他 具体的に：

□ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

□ 公的な報告・公表制度には参加していません。

■ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

■ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

■ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

□ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

□ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名：

□ その他

具体的に：

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

■ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

ダブルカウント防止措置責任者 （プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以　上

資料4

様式 13

2012.06.15 第 2.1.版

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成 24年10月19日

検証結果の概要報告書

検証結果の概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名						
鳥取県県有林 J-VER プロジェクト						
GHG 検証機関						
当該プロジェクトにおける検証を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。						
機関名	SGS ジャパン株式会社					
担当部署名	認証サービス事業部 森林認証部					
責任者名	今泉　俊一					
責任者 E-mail	shunichi-imaizumi@sgs.com					
責任者電話番号	045-330-5047					
審査員名[i]	今泉　俊一/主任検証員（チームリーダー） 佐々木　聡子/主任検証員（レビューアー）					
機関要件への合致	暫定的な妥当性確認・検証機関としての要件を満たし、暫定妥当性確認・検証機関としての登録を受けています。					
検証結果						
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット（J-VER）制度　妥当性確認・検証ガイドラインVer.2.2					
事業者との契約日	2012年9月13日					
モニタリング報告書受領日[ii]	2012年10月2日					
検証報告書発行日	2012 年 10 月 19 日					
現地審査	期間	2012年10月12日				
	審査内容	プロジェクト対象のモニタリングプロット及びモニタリングエリアをサンプリングにて訪問し、プロジェクト計画書及びモニタリング報告書に記述された森林及びプロジェクトの状況から乖離がないかについて確認した。現地審査時には担当者へのインタビュー、モニタリング手順及び測定機器のキャリブレーションの実施状況及び管理状況を確認し、構築されたモニタリング体制に変更がなく、組織の実態に即しており、適切に実行されているかについて確認した。				
排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012
	t-CO2	-	-	-	441	-

様式 13

2012.06.15 第 2.1.版

検証結果の要約	鳥取県による CO2 吸収量増大（間伐促進型プロジェクト）事業に対し、モニタリング報告書中の 2011 年 4 月 1 日から 2012 年 3 月 31 日までの期間（1 年間）の吸収量情報について、合意された検証範囲、目的及び基準に基づき、合理的保証を付与する水準にて検証を実施した。その結果、モニタリング報告書に記載された吸収量情報は、オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則、環境省　モニタリング方法ガイドライン（森林管理プロジェクト用）　Ver.4.2、方法論（R001）に基づいて作成されており、全ての重要な点に関し、適正であると認める。 2011 年 4 月 1 日から 2012 年 3 月 31 日までの期間（1 年間）の当プロジェクトの吸収量総計は、441t-CO2 であることを確認した。 本検証意見は、別添のモニタリング報告書に基づくものとして解釈されなければならない。

[i] 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。
[ii] 検証機関がプロジェクト代表事業者等からモニタリング報告書を受領した日を記載すること（この日を以て当該検証の開始日とみなす）。

資料4

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成24年10月20日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
日田市上津江町 間伐推進プロジェクト			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	株式会社トライ・ウッド(カブシキカイシャ トライ・ウッド)		印
住所	大分県日田市上津江町川原 2810-1		
代表者氏名	井上 伸史	代表者役職	代表取締役
担当者氏名	渡邉 雄一郎	担当者 所属部署・役職	企画営業部 部長
担当者 E-mail	y_w@try-wood.com	担当者電話番号	0973-55-2888
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名			
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	株式会社トライ・ウッド(カブシキカイシャ トライ・ウッド)		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	一般社団法人 日本能率協会		
検証機関名	一般社団法人 日本能率協会		

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

<table>
<tr><th colspan="2">プロジェクト情報</th></tr>
<tr><td>プロジェクト登録番号
(4 ケタ)</td><td>0037</td></tr>
<tr><td>プロジェクト登録日</td><td>平成 22 年 9 月 17 日</td></tr>
<tr><td>プロジェクト概要[1]</td><td>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)
【プロジェクトの目的・内容】
地域材が好きな人々に森林の新たな物語を伝え、還元します。
間伐の推進によって、森林の CO2 吸収量を増大し、森林が環境に与える影響を可視化、数値化する事によって、木を使う消費者に分かりやすくアピールすると共に、地域材を愛する地域工務店と共に、得られたクレジットを地域材で家を建てる消費者に還元します。
山の事をよく知らない人々には、山林が持つ環境に与える影響を分かりやすく伝えます。また、本事業は、大分県初のプロジェクトになるため、制度の紹介やノウハウなどを伝えていく事を目標とします。
【適格性基準との整合性】
方法論 No R001 Ver6.2 で示されている 3 つの条件を満たしている。
【法令遵守状況】
<table><tr><th>法律名</th><th>遵守している内容</th></tr><tr><td>森林林業基本法
第 9 条</td><td>森林の有する多面的機能が確保されるように、森林の整備及び保全を行っている。</td></tr><tr><td>森林法 第 5 条、
第 11 条</td><td>日田市の方針に則り、5 年ごとに森林施業計画を立案し、日田市の承認を得ている。</td></tr><tr><td>森林法 第 12 条</td><td>森林施業計画に変更があった場合、あらかじめ、日田市にその変更が適当であるかどうかの認定を得ている。</td></tr><tr><td>森林法 第 34 条</td><td>保安林に関して、法令に則って伐採を行っている。第 34 条に明記されていない理由で、伐採を行う場合は、大分県知事の許可を得て伐採している。</td></tr></table>【採用技術】
<table><tr><th>機器名</th><th>メーカー名</th><th>導入時期</th><th>備考</th></tr><tr><td>TRUE PULSE 200</td><td>LASER TECHNOLOGY, Inc</td><td>平成 20 年 2 月</td><td>樹高測定器</td></tr><tr><td>DT-5100</td><td>カシオ</td><td>平成 16 年 7 月</td><td>GPS 端末</td></tr><tr><td>GP Pocket Advance</td><td>ジッタ</td><td>平成 16 年 7 月</td><td>GPS データ処理ソフトウェア</td></tr><tr><td>Trimble Pathfinder</td><td>ニコン-トリンブル</td><td>平成 16 年 7 月</td><td>GPS 受信機</td></tr></table>【モニタリング方法】
<table><tr><th>記号</th><th>内容</th><th>計測方法</th><th>測定頻度</th></tr></table></td></tr>
</table>

[1] プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

$Area_{Forest}$	間伐面積	間伐が実施された箇所毎に GPS を用いて測量	間伐時に 1 回
i	対象森林の土地条件等の階層(地位級)	J-VER モニタリング方法ガイドラインに則って GPS、林尺、樹高計測器による実測	モニタリング時に 1 回
BEF	拡大係数	「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」の拡大係数を使用	モニタリング時に 1 回
WD	容積密度	「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」の容積密度を使用	モニタリング時に 1 回
R_{ratio}	地下部率	「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」の地下部率を使用	モニタリング時に 1 回
ΔTrunk	幹材積の年間成長量	スギ人工林収穫予想表(大分県)昭和 56 年度 ヒノキ人工林収穫予想表(大分県)昭和 56 年度	モニタリング時に 1 回

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

方法論 No.R001 Ver6.2 で示されている算定方法を用いて、吸収量を算定しているので、GHG 算定式の方法論への準拠性を満たしている。

【モニタリング体制と QA/QC 体制の変更点】

組織改編の為、登録時から以下の点が変更されている。(平成 24 年 6 月 16 日提出のオフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト計画変更承認依頼書にて申請済み)

変更前	変更後
【内部監査員】総務課 課長 【吸収量算定責任者】企画商品開発室 室長 【吸収量算定確認者】森林計画課 課長 【吸収量算定担当者】森林計画課 担当者	【内部監査員】総務担当 【吸収量算定責任者】企画営業部 部長 【吸収量算定確認者】森林計画室 室長 【吸収量算定担当者】森林計画室 担当者

【モニタリング体制】

役割	担当
内部監査員	総務担当
吸収量算定最終責任者	森林保全部 部長
吸収量算定責任者	企画営業部 部長
吸収量算定確認者	森林計画室室長
吸収量算定担当者	森林計画室担当者

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

	間伐施業担当者	森林保全部 作業班
	【QA / QC 体制】 ・教育・訓練の実施状況と記録 吸収量算定責任者は、2011 年 6 月 2 日(木) [クレジット取得後] に各関係者に対して、社内勉強会を実施。 ・情報の保管 保管場所は、株式会社トライ・ウッド内の森林保全課とし、パスワード等によって保護された PC 内で管理。これらのバックアップデータとして、外部メモリを使用し、この外部メモリは、株式会社トライ・ウッド内で厳重に保管。 ・データの確認 吸収量算定責任者が、収集したデータ・作成したモニタリング報告書は全て、吸収量算定確認者、吸収量算定責任者によって電子承認システムによって確認される。 ・内部監査 株式会社トライ・ウッド内の総務課 総務課長を内部監査員に任命。 内部監査員は、吸収量算定責任者が保管・管理しているデータ、書類データから無作為にデータを取り出し、記録(必要な書類が保管されているかどうか)、入力されたデータ、確認(承認がされているかどうか)、算定結果、QA/QC の実施が正しく行われているかどうかの監査を実施。 この監査は、2012 年 9 月 10 日(月)に実施された。 ・測定機器の維持・管理(機器校正等) 吸収量算定担当者は、モニタリング前に、使用機器の点検を行い、問題等があった場合には、森林計画課課長に報告し、その後の指示を受ける。 森林計画課 課長は、問題の結果を記録に残し、適切に保管する。 今回のプロジェクトでは、不具合等は発見されなかった。 (その他特筆すべき事項)	
モニタリング結果概要[2]	☐ プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 ☑ モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 ☐ モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 (その他特筆すべき事項)	
適用モニタリング方法ガイドライン	オフセット・クレジット (J-VER) 制度モニタリング方法ガイドライン (森林吸収プロジェクトプロジェクト用) ＪＲＡＭ００１ver.6．2	
適用方法論	方法論番号	R001 ver.6.2

[2] モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>方法論名称</td><td colspan="5">森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)に関する方法論</td></tr>
<tr><td colspan="8">モニタリング結果</td></tr>
<tr><td colspan="2">モニタリング期間</td><td colspan="6">2008年 4月 1日～ 2012年 8月 31日</td></tr>
<tr><td colspan="2">＜方法論R001･R002･R003のみ＞
モニタリング対象面積</td><td colspan="6">樹種 | 小班面積(ha)
スギ | 70.84
ヒノキ | 24.29
計 95.13 (ha)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">排出削減･吸収量</td><td>年度</td><td>2008</td><td>2009</td><td>2010</td><td>2011</td><td>2012</td><td>合計</td></tr>
<tr><td>t-CO2</td><td>2</td><td>37</td><td>663</td><td>680</td><td>275</td><td>1657</td></tr>
<tr><td colspan="2">認証依頼削減･吸収量</td><td colspan="6">1,657 t-CO2[3]
※ 2012年度の対象期間は、4/1～8/31までとし、月割で吸収量を計算した。</td></tr>
</table>

[3] 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名： 株式会社トライ・ウッド
ダブルカウントの防止措置内容	以下、該当する場合は、□に☒を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 （オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照） 【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】 ☑ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値（以下、「環境価値」という。）の認証を取得しません。 □ 以下の類似制度（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む）に申請しています 類似制度名： □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。 理由： 【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】 □ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。 ☑ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。 ※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット（J-VER）として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

☑以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

☑ ホームページ

ホームページ URL：http://www.trywood-offset.com/

□ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）

□ その他 具体的に：

□ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

☑ 公的な報告・公表制度には参加していません。

□ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

□ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

□ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

□ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

□ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名：

□ その他

具体的に：

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他社に譲渡していないもの）は除きます。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

ダブルカウント防止措置責任者 （プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署･役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以　上

資料4

様式 13

2012.06.15 第 2.1.版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成24年10月18日

検証結果の概要報告書

検証結果の概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名	
日田市上津江町 間伐推進プロジェクト	
GHG 検証機関	
当該プロジェクトにおける検証を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。	
機関名	一般社団法人 日本能率協会
担当部署名	地球温暖化対策センター
責任者名	松本 素之
責任者 E-mail	Motoyuki_Matsumoto@jma.or.jp
責任者電話番号	03-3434-1245
審査員名[i]	審 査 担 当 者: 井上 裕之 テクニカルレビュー: 松本 素之
機関要件への合致	JISQ 14064-2 に対応する認定事業による申請が受理されている 約款および登録申請書を提出し、承認を受けている
検証結果	
適用妥当性確認・検証ガイドライン	妥当性確認・検証ガイドライン Ver.2.2
事業者との契約日	2012年9月1日
モニタリング報告書受領日[ii]	2012年9月20日
検証報告書発行日	2012年10月18日
現地審査	期間: 2012年10月4日
	審査内容: 1) プロジェクト進捗状況の確認(災害状況の確認を含む) 2) モニタリング報告書の確認、修正の指摘 3) QA/QC体制の運用状況の確認 4) 現況森林の確認 5) モニタリング調査結果の確認 ➢ 測量結果の確認 ➢ 間伐状況の確認(下層植生、林照等の確認を含む) 現地審査結果の報告

様式 13

2012.06.15 第 2.1.版

排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012
	t-CO2	2	37	663	680	275
検証結果の要約		一般社団法人日本能率協会地球温暖化対策センター(以下、当協会という。)は、プロジェクト事業者である株式会社 トライ・ウッドの「オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく温室効果ガス吸収プロジェクトモニタリング報告書」(以下、報告書という。)に記載された二酸化炭素吸収量情報について検証を行なった(モニタリング期間:2008年4月1日～2012年8月31日)。 その結果、報告書に記載された二酸化炭素吸収量情報は、方法論(No.R001Ver.6.2)、オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則(Ver.4.0)、モニタリング方法ガイドライン(Ver.4.2)、妥当性確認・検証ガイドライン(Ver.2.2)に準拠しており、誤りの合計値は、重要性の量的基準である5%未満(0%)となった事から、全ての重要な点について適正であると認める。				

[i] 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。

[ii] 検証機関がプロジェクト代表事業者等からモニタリング報告書を受領した日を記載すること（この日を以て当該検証の開始日とみなす)。

資料4

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成24年10月17日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
岐阜県森林公社分収造林地間伐促進プロジェクト ～ ぎふ清流の国づくりプロジェクト ～			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	社団法人岐阜県森林公社 (シャダンホウジンギフケンシンリンコウシャ)		
住所	〒501－3756 岐阜県美濃市生櫛1612－2 岐阜県中濃総合庁舎 5階		
代表者氏名	藤 井 清 敏	代表者役職	理事長
担当者氏名	武 藤 吉 徳	担当者 所属部署・役職	関駐在所 総括業務管理指導員
担当者 E-mail	y-mutoh@gifu-shinrin.or.jp	担当者電話番号	0575－46－8065
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	社団法人岐阜県森林公社 (シャダンホウジンギフケンシンリンコウシャ)		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	社団法人岐阜県森林公社 (シャダンホウジンギフケンシンリンコウシャ)		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	SGSジャパン株式会社		
検証機関名	SGSジャパン株式会社		

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 （4 ケタ）	0107
プロジェクト登録日	平成23年5月31日
プロジェクト概要[1]	（具体的な内容を簡潔に記載すること。） 【プロジェクトの目的・内容】 《目的》 岐阜県内の分収造林地における森林整備を進める公社では、2010年6月に開催された「第30回全国豊かな海づくり大会 ぎふ長良川大会」を契機として、新たに J-VER 資金を導入し、間伐等の森林整備による「清流ぎふづくり」の推進を図ることとしている。 全国の林業公社が長期債務等により経営状況が厳しくなっている中、全国に先駆けて J-VER 資金導入による公社経営の改善モデルを構築し、健全で豊かな森林づくりと美しい水環境づくりを進めていく。 《内容》 間伐が必要な人工林を適期に間伐することにより、二酸化炭素吸収量を増大させ、森林を健全な状態で維持するとともに、間伐した木材を森林に放置する伐捨間伐から間伐木を搬出し利用する利用間伐への転換を進めていく。その転換に伴って、森林での事業量が増大し必要となる地域の雇用に結びつくと共に、地域の活性化に寄与することができる。 また、搬出する間伐材の新たな用途開発や需要先開拓にも取り組むことにより、山村における循環型社会の構築に寄与する。 プロジェクト代表事業者である岐阜県森林公社が実施する温室効果ガス吸収活動（間伐促進型プロジェクト）により、オフセット・クレジット（J-VER）を取得、販売し、その追加的資金を活用し、今後の間伐及び間伐材搬出のための路網整備を更に進め、森林経営を継続しつつ、森林の有する公益的機能を持続的に発揮する。 プロジェクト対象地は、県内の分収造林地の中で、プロジェクト期間中の間伐事業地が団地的にまとまりのある地域という観点から、郡上市大和、本巣市本巣、白川町の3地域を選定した 【適格性基準との整合性】 **条件1** プロジェクト対象地は、森林法第5条に規定される地域森林計画該当地である。 **条件2** プロジェクト対象地のうち郡上市大和は長良川地域森林計画に、本巣市本巣は揖斐川地域森林計画に、白川町は飛騨川地域森林計画に該当する。 プロジェクト対象地は、森林施業計画書の長期の方針に基づいて森林として管理するものであり、クレジット発行対象期間内に土地転用及び主伐は計画していない。 プロジェクト対象地は、2007年4月以降に森林施業計画に基づき、補助金等を財源に間伐するものであり、現行の森林施業計画期間は、2014年3月31日若しくは、2015年10月24日まで計画策定済みである。 **条件3** プロジェクト対象地の森林施業計画書は、当該市町村の森林整備計画に適合するものとして認定されている。プロジェクト対象地の間伐方法及び間伐率は、施業計画認定基準判定において、当該市町村長により適正である旨判定されている。

[1] プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

【法令遵守状況】

関連法令等に基づき、森林施業計画の認定及び変更事項が生じた場合の変更認定を受けると共に、間伐完了後に市町村に提出する「森林施業計画に係る伐採等の届出書」、保安林該当地である場合に事前申請する「保安林内間伐届出書」により条件を満たしている事を確認した。

【採用技術】

プロジェクトで使用する機器は次のとおり

機器名	メーカ名	耐用年数	導入時期	備考
デジタルコンパス ﾄｩﾙｰﾊﾟﾙｽ360BT	LaserTechnology社製	5年	平成21年3月	面積測量器
同上	同上	同上	同上	樹高測定器
直径巻尺	不明	5年	不明	胸高直径測器
ポケット コンパス	牛方製	5年	平成11年3月 平成13年3月 平成14年2月	面積測量器
GPS受信機 R110	Hemisphere社製	5年	平成21年3月	面積測量器
PDA端末 Archer Field PC with intergrated BT	Juniper System社製	5年	平成21年3月	面積測量器

【モニタリング方法】

最新の「モニタリング方法ガイドライン」に則り実施する。

活動量（間伐面積）は、実測に基づく方法とし、測量データは、補助申請時に岐阜県の現地事務所である当該地の農林事務所で審査を受けることとなる。

なお、樹種・林齢が混在する複数林班を合わせて測量している場合の面積特定方法について「隣接するモニタリングポイントの面積確定対応手順」を定め対応することとしている。（【添付資料2】参照）

地位級は、実測に基づき特定するが、植栽年度・期、樹種別に 30ha 以内でグループ化し、過去に実施済みの現況調査データを参考に、現地周辺をサンプリング調査しながら十分に踏査した上で、地形、林相、樹種ごとの生育特性を考慮して平均的な箇所に、保守性原則を念頭にモニタリングプロットを設定し、計測した林齢、胸高直径、上層樹高と岐阜県林分収穫表の地位指数曲線を照合して地位級を特定する。

なお、第2回検証のためのモニタリングに際して、プロット設定までのプロセスを具体的に説明可能とするため、「モニタリング調査野帳」の様式を更新し、また、モニタリング調査に際しての正確性、統一性を確保するため「モニタリング調査マニュアル」をVER.2 に更新した。

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

拡大係数等は、「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書」で示されたものに準拠する。なお、収穫予想表は、地域性が高いことから岐阜県林政部が作成した林分収穫表を採用する。

【モニタリング体制】

モニタリング体制は、登録時のモニタリング体制に加え、モニタリング調査補助者としてプロジェクト対象地の森林組合職員を採用する場合のモニタリング調査チーム構成は、リーダーを各地区担当者、メンバーを公社職員又は森林組合職員で構成することとしている。変更後のモニタリング体制図は、「モニタリング報告書」の「E.1 モニタリングの実施体制」記載のとおりである。

なお、2012年4月1日付けの組織改編により担当する役職名に変更があったことから、変更後の役職名を赤字で表記した。

	【QA / QC 体制】 ①教育訓練 「モニタリング方法ガイドライン」に則った手順に従ってモニタリングを行うため、データ収集・把握担当者及びモニタリング調査チームに参加する公社関係職員に対し、教育訓練を実施する。 調査補助者としてプロジェクト対象地の森林組合職員を採用する場合は、地区担当者が指導者となって森林組合職員の教育訓練を実施し、更に間伐施業者に対しても同様の教育を行う。 モニタリング調査時には、別途定める「モニタリング調査マニュアル VER.2.0」に基づき、キャリブレーションを確実に実施し、特に樹高測定の精度の向上、複数の計測者による測定値のばらつきをなくすことに留意する。 ②情報保管 紙ベースの記録は、すべてPDFとし、複数のパソコンで保管する。各種提出文書、データの保存期間は、平成35年3月31日までとする。 ③データの確認 測定データ:データ収集・把握担当者が自己チェックし、吸収量算定担当者が確認する。確認項目は、原野帳とモニタリング調査野帳との突合、DBH に応じた樹高測定・本数の確認、特定された地位の確認等 吸収量算定確認:吸収量算定担当者が自己チェックし、吸収量算定確認者が確認する。 ④内部監査 次の事項について監査し、必要な場合は勧告して是正後の効果を確認する。 ・CO2 吸収量の算定が正しく行われているか確認する。 ・教育訓練の実施に関し、インタビューにより確認する。 ・測定機器の保管、点検状態について確認する。 ・監査結果を記録し、保管する。 今回のモニタリング報告書作成に際して、平成24年9月10日に内部監査が実施されたが、「是正の必要な事実はないものと認める。」とする報告がされている。 ⑤測定機器の維持管理 測定機器の維持管理は、データ収集・把握担当者が取扱説明書に基づき、年1回使用前に実施する。 間伐施業者における測定機器の維持管理は、教育訓練時に実施する。 (その他特筆すべき事項)
モニタリング結果概要[2]	☑ プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 ☑ モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 ☑ モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 (その他特筆すべき事項)

[2] モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

適用モニタリング方法ガイドライン		オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン（森林管理プロジェクト用） ver. 4. 2					
適用方法論	方法論番号	R001 ver. 6. 2					
	方法論名称	森林経営活動によるCO2吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）					
モニタリング結果							
モニタリング期間		2008年 4月 1日～ 2011年 3月31日					
＜方法論R001・R002・R003のみ＞ モニタリング対象面積		177. 71 ha					
排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	**合計**
	t-CO2	**865.2**	**1,243.5**	**1,521.7**	**ー**	**ー**	**3,630.4**
認証依頼削減・吸収量		3, 630 t-CO2[3]					

[3] 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名： 社団法人岐阜県森林公社
ダブルカウントの防止措置内容	**以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。** **（オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照）** **【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】** ☑ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値（以下、「環境価値」という。）の認証を取得しません。 □ 以下の類似制度（電力における RPS 法を含む）に申請しています 類似制度名： □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。 理由： **【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】** □ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。 ☑ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。 ※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット（J-VER）として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

☑ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

☑ ホームページ

ホームページ URL：http://www.gifu-shinrin.or.jp/

☐ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）

☐ その他 具体的に：

☐ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

☑ 公的な報告・公表制度には参加していません。

☐ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

☐ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

☐ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

☐ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

☐ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名：

☐ その他

具体的に：

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

ダブルカウント防止措置責任者 （プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以　上

様式 13

2012.06.15 第 2.1.版

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成 24年10月24日

検証結果の概要報告書

検証結果の概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名						
岐阜県森林公社分収造林地間伐促進プロジェクト～ぎふ清流の国づくりプロジェクト～						
GHG 検証機関						
当該プロジェクトにおける検証を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。						
機関名	SGS ジャパン株式会社					
担当部署名	認証サービス事業部 森林認証部					
責任者名	今泉　俊一					
責任者 E-mail	shunichi-imaizumi@sgs.com					
責任者電話番号	045-330-5047					
審査員名[i]	今泉　俊一/主任検証員（チームリーダー） 佐々木　聡子/主任検証員（レビューアー）					
機関要件への合致	暫定的な妥当性確認・検証機関としての要件を満たし、暫定妥当性確認・検証機関としての登録を受けています。					
検証結果						
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット（J-VER）制度　妥当性確認・検証ガイドラインVer.2.2					
事業者との契約日	2012年9月12日					
モニタリング報告書受領日[ii]	2012年9月13日					
検証報告書発行日	2012 年 10 月 24 日					
現地審査	期間	2012年9月20日及び21日				
	審査内容	プロジェクト対象のモニタリングプロット及びモニタリングエリアをサンプリングにて訪問し、プロジェクト計画書及びモニタリング報告書に記述された森林及びプロジェクトの状況から乖離がないかについて確認した。現地審査時には担当者へのインタビュー、モニタリング手順及び測定機器キャリブレーションのデモンストレーションも実施し、構築されたモニタリング体制に変更がなく、組織の実態に即しており、適切に実行されているかについて確認した。				
排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012
	t-CO2	865.2	1,243.5	1,521.7	-	-

様式 13

2012.06.15 第 2.1.版

検証結果の要約	岐阜県森林公社による CO2 吸収量増大（間伐促進型プロジェクト）事業に対し、モニタリング報告書中の 142 箇所の小班における 2008 年 4 月 1 日から 2011 年 3 月 31 日までの期間（3 年間）の吸収量情報について、合意された検証範囲、目的及び基準に基づき、合理的保証を付与する水準にて検証を実施した。その結果、モニタリング報告書に記載された吸収量情報は、オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則、環境省　モニタリング方法ガイドライン（森林管理プロジェクト用）Ver.4.2、方法論（R001）に基づいて作成されており、全ての重要な点に関し、適正であると認める。 2008 年 4 月 1 日から 2011 年 3 月 31 日までの期間（3 年間）の当プロジェクトの吸収量総計は、3,630t-CO2 であることを確認した。 本検証意見は、別添のモニタリング報告書に基づくものとして解釈されなければならない。

[i] 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。
[ii] 検証機関がプロジェクト代表事業者等からモニタリング報告書を受領した日を記載すること（この日を以て当該検証の開始日とみなす）。

資料4

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成24 年10月12日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
宮崎県(有)黒潮ポーク 養豚事業者による低タンパク配合飼料による豚のふん尿処理からのN_2O排出抑制			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	有限会社 黒潮ポーク(ユウゲンガイシャ クロシオ ポーク)		印
住所	宮崎県日南市大字萩之嶺 6186 番地2		
代表者氏名	澁谷 秀行	代表者役職	取締役
担当者氏名	澁谷 秀行	担当者所属部署・役職	取締役
担当者 E-mail	h.shibuya@kyodo-shiryo.co.jp	担当者電話番号	090-5191-0469
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	協同飼料株式会社		
プロジェクト参加者名	志布志飼料株式会社		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	有限会社 黒潮ポーク		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	SGSジャパン株式会社		
検証機関名	SGSジャパン株式会社		

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 （4 ケタ）	0187
プロジェクト登録日	平成 24 年 2 月 28 日
プロジェクト概要[1]	（具体的な内容を簡潔に記載すること。） 【プロジェクトの目的・内容】 従来の慣用飼料である肥育仕上飼料ではなく、低タンパク配合飼料を利用することによって豚ふん尿処理からのN_2O排出抑制を図る。 【適格性基準との整合性】 条件1：低タンパク配合飼料を給餌する家畜は「肥育豚」である。 条件2：プロジェクト実施前は慣用飼料を給餌していた。 プロジェクト実施後のＣＰ含有率は把握可能であり、当該飼料中の窒素含有率２．４０％、ＣＰ含有率１５．０％である。 ※「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（飼料安全法）」により、“飼料表示表のＣＰはケルダール法によって全窒素を定量し、これに 6.25 を乗じて得たものの試供品の重量に対する百分率を求め、これを粗タンパク質(CP)とする。”と規定されている。よって、ＣＰ15.0%から窒素含有率を逆算で求めると、15.0%÷6.25＝2.4%となる。 条件３：プロジェクト実施前後で排泄物管理が変わらず、処理方法は攪拌発酵処理。 条件4：プロジェクト実施時に使用する低タンパク配合飼料は、窒素含有率１．９２％でそのＣＰ含有率は１２．０％であり、慣用飼料に比べてＣＰ含有率が２．４０から１．９２％に低減。 条件5：プロジェクト実施前後で、飼料の種類及び給餌量以外の飼養全般について温室効果ガスの排出量に影響を及ぼす変更はない。 条件６：飼養畜種はハイブリッド豚であり、肉質の改善はあるものの肥育豚における排泄物管理等には変更はない。 条件７：プロジェクト実施前に使用していた慣用飼料及びプロジェクトで使用する低タンパク配合飼料の給餌量は、「日本飼養標準」に基づき定める慣行レベル（標準ＣＰ値）を上回らない。

[1] プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

	【法令遵守状況】 感染性廃棄物等の処理(廃棄物処理法) 【採用技術】 低タンパク飼料の給与 【モニタリング方法】 飼料保証票にて把握 【GHG 算定式の方法論への準拠性】 算定式および算定のためのモニタリング方法は全て方法論L001に従う。 【モニタリング体制】 モニタリングの実施、報告書作成、承認は黒潮ポークの肥育農場、生産統括部、総務部がそれぞれの役割にしたがって実施した。 【QA / QC 体制】 (有)黒潮ポークにおいて、各種データの保管や教育等QA－QCに必要となる事項について確実な実施を行うと共に、協同飼料㈱の担当者による内部監査を定期的に実施した。 (その他特筆すべき事項)
モニタリング結果概要[2]	☐ プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 ☐ モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 ☐ モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 (その他特筆すべき事項)

適用モニタリング方法ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (　　プロジェクト用)　ver.	
適用方法論	方法論番号	No.L001　ver.　1．1
	方法論名称	低タンパク配合飼料による豚ふん尿処理からのN_2O排出抑制

モニタリング結果

モニタリング期間		2009年 4月 1日～2012 年 8月31 日					
<方法論R001・R002・R003のみ> モニタリング対象面積							
排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	0	28	130	96	38	291
認証依頼削減・吸収量		291 t-CO2[3]					

[2] モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

[3] 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名：　有限会社黒潮ポーク
ダブルカウントの防止措置内容	以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 （オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照） 【① 似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】 ☑ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値（以下、「環境価値」という。）の認証を取得しません。 □ 以下の類似制度（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む）に申請しています 類似制度名： □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。 理由： 【② 第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】 ☑ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。 【③ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。 ※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット（J-VER）として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

【④ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

□ ホームページ

ホームページ URL: _____

□ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）

□ その他 具体的に: _____

【⑤ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

☑公的な報告・公表制度には参加していません。

□以下の公的な報告・公表制度に参加しています

□地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

□地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

□「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

□地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

□その他

具体的に: _____

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他社に譲渡していないもの）は除きます。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

ダブルカウント防止措置責任者 （プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以　上

資料4

様式 13

2012.06.15　第 2.1.版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成24年10月10日

検証結果の概要報告書

検証結果の概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名		
宮崎県㈲黒潮ポーク養豚事業者による低タンパク配合飼料による豚のふん尿処理からのN2O排出抑制		
GHG 検証機関		
当該プロジェクトにおける検証を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。		
機関名	SGS ジャパン株式会社　認証サービス事業部　印	
担当部署名	サステナビリティサービス部	
責任者名	マネージャー　西　利道	
責任者 E-mail	Toshimichi.nishi@sgs.com	
責任者電話番号	045-330-5021	
審査員名[i]	西　利道(チームリーダー) 茅　博司(レビュー担当者)	
機関要件への合致	妥当性確認・検証機関としての要件を満たし、妥当性確認・検証機関としての登録を受けている(E001～E026 分野) 暫定妥当性確認機関としての要件を満たし、暫定妥当性確認機関としての登録を受けている。(L001, L002, A001 分野)	
検証結果		
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度　妥当性確認・検証ガイドライン　Ver.2.2	
事業者との契約日	2012年8月9日	
モニタリング報告書受領日[ii]	2012年8月7日	
検証報告書発行日	2012年10月10日	
現地審査	期間	2012年9月6日～2012年9月7日

様式 13

2012.06.15 第 2.1.版

		審査内容	① モニタリング報告書(含別紙)の現場検証前のレビュー、及び妥当性確認時のプロジェクト計画書、モニタリングプラン内容との整合性確認 ② 現場におけるサイトツアー(全モニタリングポイントの確認)、設備の稼動運用状況、及び各モニタリングポイントでの実績を確認できる伝票やその他資料の確認 ③ モニタリング体制や、QA／QCの状況等(含説明資料など)の確認			
排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012
	t-CO2	0	27	130	96	38
検証結果の要約		SGS ジャパン株式会社は、「宮崎県㈲黒潮ポーク養豚事業者による低タンパク配合飼料による豚のふん尿処理からの N2O 排出抑制」を対象としたモニタリング期間(2009 年 4 月 1 日～2012 年 8 月 31 日)における、GHG 排出削減量を検証した。 検証の結果、「オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく温室効果ガス排出削減・プロジェクトモニタリング報告書 Ver.1.2、及びモニタリング報告書(別紙)Ver.1.2に記載された二酸化炭素排出削減量291 t-CO2は、「オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく温室効果ガス排出削減プロジェクト計画書Ver.1.2」及び別紙モニタリング計画書Ver.1.1に基づいて算定されていることが確認された。 また、検証の過程で発見された誤りは全て適切に修正され、重要性の判断基準の5%未満であった。また、当該プロジェクトは、オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則、モニタリング方法ガイドライン(排出削減プロジェクト用)、排出削減方法論(L001)に依拠して作成されており、全ての重要な点において適正であると認める。				

[i] 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。
[ii] 検証機関がプロジェクト代表事業者等からモニタリング報告書を受領した日を記載すること（この日を以て当該検証の開始日とみなす)。

資料4

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成24年10月19日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
愛媛県伊予森林組合における間伐促進型森林吸収プロジェクト (輝く森林(もり)を未来へつなごうプロジェクト)			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	伊予森林組合(イヨシンリンクミアイ) 印		
住所	〒791-3205 愛媛県伊予市中山町中山丑 167 番地 3		
代表者氏名	西田 義晴	代表者役職	代表理事組合長
担当者氏名	池田 賢志	担当者 所属部署・役職	事業課 課長補佐
担当者 E-mail	k-ikeda@bz01.plala.or.jp	担当者電話番号	089-967-0019
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	伊予森林組合		
プロジェクト参加者名	伊予市		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	伊予森林組合(イヨシンリンクミアイ)		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	一般社団法人 日本能率協会		
検証機関名	一般社団法人 日本能率協会		

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 （4 ケタ）	0193
プロジェクト登録日	平成 24 年2月 28 日
プロジェクト概要[1]	（具体的な内容を簡潔に記載すること。） 【プロジェクトの目的・内容】 【目的】 プロジェクト対象地は、伊予市中山町栗田地区で、過疎化・高齢化や林業担い手不足、更に木材価格の低迷により、森林所有者が山林離れを起こす問題に直面している。そこで平成 19 年度より森林を適切に整備・保全し、未来に向け緑豊かな森林を残していくために、「輝く森林を未来へつなごうプロジェクト」を立ち上げ、大規模な団地間伐を推進し森林整備を行ってきたが、森林の公益的機能を十分に発揮させるため、今後も適正な森林施業を持続的に実施する必要がある。 そこで、間伐による森林の CO2 吸収量を当制度によりクレジット化し、そのクレジットを今後の森林整備に利活用することで、森林環境の保全と森林資源の活用の双方から持続可能な森林管理を展開するとともに、森林所有者の意識改革を行い、ひいては地域全体の活性化、雇用創出に貢献する。 【内容】 当プロジェクトは、伊予市中山町栗田地区において、平成 20 年度から、森林施業計画に基づき行った間伐より温室効果ガスの吸収を図り、当制度によりその吸収量を認証・クレジット発行させる。発行されたクレジットは、地産地消型の活用を目指し、地元企業や周辺町村の企業のカーボンオフセットへの活用を積極的に働きかける。 また、この資金を活用し、団地内の作業路網の維持管理を継続的に行うほか、次回の間伐経費の一部にも充当し、森林所有者への還元も行い、持続的な森林整備への動機付けを行う。間伐においては、定性間伐を行い優良な森林へと育成するとともに、間伐材の搬出に努め、資源の有効活用を図る。また、支障とならない広葉樹等はできるだけ残し、公益的機能の早期発現を図るなど、環境に配慮しながら森林管理を行う。

[1] プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

【適格性基準との整合性】

森林法第5条に定める森林であり、伊予市森林整備計画の対象である。

伊予市により森林施業計画は認定されており、計画内において土地の転用・主伐計画はない。また、適正な間伐方法、間伐率で 2007 年4月1日以降に施業(間伐)を行っている。

2013 年4月 24 日までの計画策定であり、施業計画の認定番号 2008-404-001

【法令遵守状況】

対象となる森林は、下記の該当法令に関連しており、関連する法令に従い、本プロジェクトを実施しており、当該施業計画も認定されている。今後も関連法令に従い実施していく。

森林・林業基本法、森林法、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法

【採用技術】

プロジェクトで使用する設備・機器等は次のとおり

機器名	メーカ名	耐用年数	導入時期	備考
レーザーコンパス	LASER TECHNOLOGY	5年	H22 年1月	面積測量機
レーザーコンパス バーテックス	LASER TECHNOLOGY HAGLOF	5年 5年	H22 年1月 H19 年6月	樹高測定器
輪尺	シンワ測定株式会社	3年	H23 年 11 月	胸高直径測定器
巻尺	MURATEC-KDS	5年	H23 年 11 月	距離測定
GPS	MAGELLAN	5年	H22 年1月	位置確定

【モニタリング方法】

オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)に準拠して実施する。

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

方法論 No.R001ver.6.2 に準拠して算定する。

【モニタリング体制】

吸収量算定統括責任者:代表理事組合長

吸収量算定確認者:参事

吸収量算定担当者:事業課 課長補佐

データ測量担当者:事業課 業務担当者

内部監査担当者:事業課長

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

	【QA / QC 体制】 (1)教育訓練:モニタリングガイドラインに従ったプロット調査の方法、測定機器の維持管理等について教育・訓練を行い、実施記録を作成し保管を行う。 (2)情報の保管:吸収量算定担当者が適正に管理し、平成 35 年3月 31 日まで適正に保管する。 (3)データの確認:データ入力時に確認し適宜突き合わせ等を行い、吸収量査定時に担当者、更に吸収量算定者以上の確認を行う。 (4)内部監査:モニタリング報告書作成後、監査を行い実施記録を作成し保管を行う。 (5)測定機器の維持・管理:測定機器は適正に保管・管理し、測量前、モニタリング実施前にキャリブレーションを行う。 (6)測定機器の点検:測量前、モニタリング実施前に機器マニュアルに基づきキャリブレーションまたは点検を実施し、点検記録をつけ保管を行う。 (7)森林管理の方法:施業計画に基づき、適正に森林整備を行う。 (その他特筆すべき事項)
モニタリング結果概要[2]	☒ プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 ☒ モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 ☒ モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 (その他特筆すべき事項)

適用モニタリング方法ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) ver4.2	
適用方法論	方法論番号	No.R.001ver6.2
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)

モニタリング結果

モニタリング期間		2008年4月1日～ 2012年8月31日					
<方法論R001・R002・R003のみ> モニタリング対象面積		102.32ha					
排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	548	699	666	637	260	2,810
認証依頼削減・吸収量		2,810t-CO2[3]					

[2] モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

[3] 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名： 伊予森林組合
ダブルカウントの防止措置内容	以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 （オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照） 【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】 ☑ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値（以下、「環境価値」という。）の認証を取得しません。 □ 以下の類似制度（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む）に申請しています 類似制度名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。 理由：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】 □ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。 ☑ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。 ※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット（J-VER）として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

☑ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

☑ ホームページ

ホームページ URL：http://aoigis.co.jp/iyo-shinrin-kumiai/index.html

☐ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）

☐ その他 具体的に：

☐ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

☑ 公的な報告・公表制度には参加していません。

☐ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

☐ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

☐ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

☐ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

☐ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名：

☐ その他

具体的に：

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他社に譲渡していないもの）は除きます。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

ダブルカウント防止措置責任者 （プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	

備考欄

①プロジェクトの吸収量やプロジェクトの実施に影響を与えうる現在もしくは将来的なリスク要因
森林火災・気象災害・病害虫・獣害
・対象森林は、奥地にあることから人為的に火災が発生する可能性は極めて低い
・台風や積雪によるリスクはあるが、これまで被害が出ていないことからリスクは低い
・病害虫、獣害の被害はこれまでない

②各リスク要因に対する影響の軽減措置を記述する
・間伐を実施する際には、作業員による火の取扱いについて指導・注意を行う
・過度な間伐により気象害を受けないよう、適正な間伐を実施する
・対象森林は森林国営保険に加入しており、罹災時には保険を利用して原状回復等を図る

以　上

様式 13

2012.06.15 第 2.1.版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成24年10月19日

検証結果の概要報告書

検証結果の概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名		
愛媛県伊予森林組合における間伐促進型森林吸収プロジェクト (輝く森林を未来へつなごうプロジェクト)		
GHG 検証機関		
当該プロジェクトにおける検証を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。		
機関名	一般社団法人 日本能率協会	
担当部署名	地球温暖化対策センター	
責任者名	松本 素之	
責任者 E-mail	Motoyuki_Matsumoto@jma.or.jp	
責任者電話番号	03-3434-1245	
審査員名[i]	審 査 担 当 者: 松本 素之 技 術 専 門 家: 園田 満憲 テクニカルレビュー: 井上 裕之	
機関要件への合致	JISQ 14064-2 に対応する認定事業による申請が受理されている 約款および登録申請書を提出し、承認を受けている	
検証結果		
適用妥当性確認・検証ガイドライン	妥当性確認・検証ガイドライン Ver.2.2	
事業者との契約日	2011年11月15日	
モニタリング報告書受領日[ii]	2012年9月6日	
検証報告書発行日	2012年10月19日	
現地審査	期間	2012年10月5日

		審査内容	1) プロジェクト進捗状況の確認(風雪害や獣害などの有無の確認を含む) 2) モニタリング報告書の確認、修正の指摘 3) QA/QC体制の運用状況の確認 4) 現況森林の確認 5) モニタリング調査結果の確認 ➢ 地位の決定(モニタリングプロットの設置状況、モニタリングプロットの緯度経度、平均樹高算定対象木の胸高直径・樹高、プロット辺長等の確認) ➢ 間伐状況(下層植生、林照等の確認を含む) 6) 現地審査結果の報告			
排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012
	t-CO2	548	699	666	637	260
検証結果の要約		一般社団法人日本能率協会地球温暖化対策センター(以下、当協会という。)は、プロジェクト事業者である伊予森林組合の「オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく温室効果ガス吸収プロジェクトモニタリング報告書」(以下、報告書という。)に記載された二酸化炭素吸収量情報について検証を行なった(モニタリング期間:2008年4月1日～2012年8月31日)。 その結果、報告書に記載された二酸化炭素吸収量情報は、方法論(No.R001Ver.6.2)、オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則(Ver.4.0)、モニタリング方法ガイドライン(Ver.4.2)、妥当性確認・検証ガイドライン(Ver.2.2)に準拠しており、誤りの合計値は、重要性の量的基準である5%未満(0%)となった事から、全ての重要な点について適正であると認める。				

[i] 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。

[ii] 検証機関がプロジェクト代表事業者等からモニタリング報告書を受領した日を記載すること(この日を以て当該検証の開始日とみなす)。

資料4

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成 24年 10月 19日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
檜垣産業㈱社有林 J-VER プロジェクト(鹿児島県薩摩川内市藤川地区)			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	檜垣産業株式会社(ヒガキサンギョウカブシキガイシャ)		印
住所	愛媛県今治市小浦町 1 丁目 4 番 52 号		
代表者氏名	檜垣 巧	代表者役職	代表取締役社長
担当者氏名	豊留 勝	担当者所属部署・役職	経理部経理課
担当者 E-mail	toyodome.masaru@higaki.imazo.com toyodome.m-fujikawa@bloom.ocn.ne.jp	担当者電話番号	0898-41-9903
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	藤川山林株式会社鹿児島事業所		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	檜垣産業株式会社(ヒガキサンギョウカブシキガイシャ)		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	一般財団法人日本品質保証機構		
検証機関名	一般財団法人日本品質保証機構		

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 （4 ケタ）	0194
プロジェクト登録日	2012 年 2 月 28 日
プロジェクト概要[1]	（具体的な内容を簡潔に記載すること。） 【プロジェクトの目的・内容】 J-VER 制度を利用して森林の持つ二酸化炭素固定機能をクレジット化することで社有林の価値を高め、併せて継続して適切な施業を実施することにより森林の健全な成長を促進し、二酸化炭素固定機能の高い森林を造成することで地球温暖化防止に貢献することを目的とする。 当社有林は現在に至るまで植栽、下刈、枝打ち、除間伐等の保育施業を一貫して行ってきた。現在、スギ・ヒノキ人工林は8齢級から11齢級が大半を占めており、今後も間伐を中心とした施業を継続して行うことで林分の成長を促進し、健全な森林を造成する。 【適格性基準との整合性】 方法論 No.R001ver.5.0 に示されている適格性基準の条件1～3を満たしている。 【法令遵守状況】 森林施業は認定を受けた森林施業計画書に従って実行しており、伐採箇所や間伐率もこれに従っている。計画に変更が生じた場合は森林施業計画書の変更を行い、認定を受けている。平成 24 年 6 月 1 日より森林経営計画へと移行。また伐採届けの提出も行っている。 【採用技術】 機器名 / メーカ名 / 耐用年数 / 導入時期 / 備考 Laser Ace300 / MDL / 5 年 / 2004 年 9 月 / 樹高測定器、プロット設置 直径メジャー / / 不明 / 2009 年 / 胸高直径測定器 【モニタリング方法】 オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン（森林管理プロジェクト用）（Ver.4.0）に従って行う。また、上記ガイドラインに従って作成したモニタリング手順書を用いる。

[1] プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

GHG の算定は方法論 No.R001ver.5.0 に示されている GHG 算定式に従っている。

【モニタリング体制】

モニタリングにおける現地調査、吸収量の算定等は藤川山林㈱鹿児島事業所において実施、檜垣産業㈱の吸収量算定責任者が報告を受け承認するという体制をとる。また、内部監査を配置してモニタリングが適切に行われているかをチェックする。

【QA / QC 体制】

(1)教育訓練

モニタリング実施前に藤川山林㈱鹿児島事業所において、モニタリング体制やモニタリング手順、測定機器の維持管理、モニタリング報告書記載方法等の教育・訓練を行い、正しくモニタリングが実施できるようにする。

(2)情報の保管

情報の保管は藤川山林㈱鹿児島事業所にて行い、バックアップデータを檜垣産業㈱が保有。文書化して平成 35 年 3 月 31 日まで保管する。

(3)データの確認

入力・算出したデータは、入力担当者自身による自己チェックだけではなく,吸収量算定者が全数チェック、内部監査がサンプリングチェックを実施することにより,入力ミスの低減を図る。

(4)内部監査

構築した体制や実施ルール・本ガイドラインに組織の活動が適合しているかを確認する。また、一連の報告プロセスで発見された課題や問題点について、是正措置・予防措置等の必要な措置を採る。

(5)測定機器の維持・管理

測定機器は、測定担当者が適切な方法で管理し、キャリブレーションが必要な機器については定期的にキャリブレーションを行うとともに、計測時に点検もしくはキャリブレーションを行う。点検は目視により誤差のないことを確認、キャリブレーションは取扱説明書による。

(6)手順書の作成

モニタリングの QA/QC のために、檜垣産業㈱が一連のプロセスの手順書の作成を行う。

(その他特筆すべき事項)

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

モニタリング結果概要[2]	☒ プロジェクト計画書に基づきプロジェクトを実施した。 ☒ モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 ☒ モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 （その他特筆すべき事項）						
適用モニタリング方法ガイドライン	オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン （　森林管理　プロジェクト用）　ver.4.0						
適用方法論	方法論番号	No.R001　ver.5.0					
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）					
モニタリング結果							
モニタリング期間		2008年　4月　1日　～　2012年　8月　31日					
<方法論R001・R002・R003のみ> モニタリング対象面積		52.48　ha					
排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	194.75	402.00	396.86	391.48	156.97	1,542.06
認証依頼削減・吸収量		1,542　t-CO2[3]					

[2] モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

[3] 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名：檜垣産業株式会社
ダブルカウントの防止措置内容	以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 （オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照） 【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】 ☑ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値（以下、「環境価値」という。）の認証を取得しません。 □ 以下の類似制度（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む）に申請しています 類似制度名： □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。 理由： 【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】 □ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。 ☑ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。 ※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット（J-VER）として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

☐ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

☐ ホームページ

ホームページ URL: _____

☐ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）

☐ その他 具体的に: _____

☑ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

☑ 公的な報告・公表制度には参加していません。

☐ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

☐ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

☐ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

☐ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

☐ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

☐ その他

具体的に: _____

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

☐ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他社に譲渡していないもの）は除きます。

様式 7

2012.09.12 第 2.1 版

ダブルカウント防止措置責任者 （プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以　上

資料4

様式 13

2012.06.15 第 2.1.版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成 24 年 10 月 19 日

検証結果の概要報告書

検証結果の概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名		
檜垣産業㈱社有林 J-VER プロジェクト(鹿児島県薩摩川内市藤川地区)		
GHG 検証機関		
当該プロジェクトにおける検証を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。		
機関名	一般財団法人 日本品質保証機構	印
担当部署名	地球環境事業部	
責任者名	矢野 忠行	
責任者 E-mail	yano-tadayuki@jqa.jp	
責任者電話番号	03-6212-9333	
審査員名[i]	検証担当者:滝口 幸次(検証チームリーダー) 外部専門家:なし レビュー担当者:浅川 健一(テクニカルレビュー、プロセスレビュー)	
機関要件への合致	合致	
検証結果		
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度妥当性確認・検証ガイドライン Ver. 2.2	
事業者との契約日	2012年9月5日	
モニタリング報告書受領日[ii]	2012年9月6日	
検証報告書発行日	2012 年 10 月 19 日	
現地審査	期間	2012 年 9 月 27 日 (鹿児島県薩摩川内市社有林、藤川山林株式会社鹿児島事業所)

		審査内容	デスクレビュー（フェーズ1検証）の結果に基づき、プロジェクト事業者等に対するヒアリング、書類及び現地確認（フェーズ2検証）を行った。検証ポイントは以下の通りである。 ＜GHGデータ及び情報＞ ・ プロジェクト活動に関係するすべての吸収・排出活動 ・ プロット調査の実施状況 ・ パラメータの引用 ・ 活動量データ並びに算定に必要なデータ ・ データの集計結果 ・ 吸収増大量の算定結果 ＜QA・QC体制＞ ・ モニタリング体制及び算定体制の運営状況 ・ モニタリング担当者の教育訓練実施状況 ・ データチェックの実施状況 ・ 計測機器の管理状況			
排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012
	t-CO2	194.75	402.00	396.86	391.48	156.97
検証結果の要約		一般財団法人 日本品質保証機構（JQA）は、檜垣産業株式会社による「檜垣産業㈱社有林J-VERプロジェクト（鹿児島県薩摩川内市藤川地区）」を対象として、モニタリング期間（2008年4月1日～2012年8月31日）における二酸化炭素吸収増大量を検証した。検証の結果、「オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく温室効果ガス吸収プロジェクトモニタリング報告書 Ver.1.1 檜垣産業㈱社有林J-VERプロジェクト（鹿児島県薩摩川内市藤川地区）」に記載された二酸化炭素吸収増大量 1,542 t-CO_2は、「オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく温室効果ガス吸収プロジェクト計画書 Ver.1.4」及び「オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく温室効果ガス吸収プロジェクト計画書別紙 モニタリング計画書Ver.1.2」に基づいて算定されており、不確かさ及び誤りの合計値が0 t-CO_2（二酸化炭素吸収増大量に対する割合：0%）となり、重要性の判断基準の5%未満であることから、検証意見は無限定適正意見であることを表明する。				

[i] 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。

[ii] 検証機関がプロジェクト代表事業者等からモニタリング報告書を受領した日を記載すること（この日を以て当該検証の開始日とみなす）。

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会 御中
（事務局：気候変動対策認証センター）

平成 24年 10月 19日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット（J-VER）制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
国境の島対馬市の市有林における大陸とのつながりを示す多様な生態系の保全のための森林吸収プロジェクト　～連環した森・川・里・海の再生による環境王国・対馬の確立を目指して～			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	長崎県対馬市厳原町国分1441番地 対馬市長　財 部　能 成　印		
住所	長崎県対馬市厳原町国分1441番地		
代表者氏名	財 部　能 成	代表者役職	市長
担当者氏名	西 川　治 臣	担当者 所属部署・役職	対馬市農林水産部 農林振興課 副参事兼係長
担当者 E-mail	haru.0908@city-tsushima.jp	担当者電話番号	0920-53-6111
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	同上		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット（J-VER）取得予定者			
事業者名（フリガナ）	対馬市役所（ツシマシヤクショ） 以下のうち当てはまる項目に☑ ☑ 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 ☐ 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	一般財団法人　日本品質保証機構		
検証機関名	一般財団法人　日本品質保証機構		

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 （4 ケタ）	0200
プロジェクト登録日	平成24年3月26日
プロジェクト概要[1]	（具体的な内容を簡潔に記載すること。） 【プロジェクトの目的・内容】 国境の島である対馬市において、ツシマヤマネコをはじめとした大陸と日本のつながりを示す多様な動植物や他地域に類を見ない照葉樹林や落葉広葉樹林等の豊かな植生を市民の宝として後世に残すことを第一の目的に、対馬市有林において 2007 年度から 2011 年度に実施した 118.54ｈａの間伐により、市有林を健全な状態で管理し、二酸化炭素吸収を促す。間伐実施地について、２０１２年度からモニタリングを実施し、クレジットを発行する。 【適格性基準との整合性】 プロジェクト実施地は、森林法第５条が定める森林であり、プロジェクトは、対馬市の森林施業計画書【認定番号対馬市１９－２０９－７０６（変３－２４）号】の森林を対象としており、森林施業計画単位である。 森林施業計画は、２００８年１月１日からであり、２００８年１月１日以降に森林施業計画等に基づき施業（間伐）されたものである。 また、森林施業計画は、２０１２年１２月３１日までの計画であり、２０１２年１２月３１日までの計画策定がなされている。 なお、現計画終了後も引き続き、次期計画を策定することとしている。 活動量は、間伐後、実測とし、拡大係数は、京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書を利用するとともに収穫予想表は、長崎県人工林林分材積表を利用する。 【法令遵守状況】 上位法令である森林法（第5条地域森林計画、第11条森林施業計画）、森林・林業基本法（第9条森林所有者としての責務）を遵守する。 【採用技術】 測量機器については、コンパス測量、樹高測定器については、トゥルーパルス360を採用する。

機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考
TruPulse360	LASERTECHNOLOGY	5年	平成23年8月	面積測量機器
反射板（PFR-240L）	LASERTECHNOLOGY	―	平成23年8月	
伸縮ポール		―	平成23年8月	
PA600 0660EJDG PA600 Standard	ユニテック	5年	平成23年8月	
GeoSketch2	TIMBERTECH	5年	平成23年8月	
TruPulse360	LASERTECHNOLOGY	5年	平成23年8月	樹高測定器

[1] プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

【モニタリング方法】

各施業計画の団地毎にモニタリングプロット（13箇所）を設置した。ガイドラインに従い、30haを上回らないことを考慮した。また、地形条件、標高差を基に標準的な位置を設定した。そのうえで森林組合の現場の精通者に地区内の成長量にバラつきが無いことを聞き取りにより確認した。

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

方法論R001Ver5.0「森林経営活動によるCO2吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）」に準拠している。

【モニタリング体制】

モニタリングガイドラインVer4.0 に準拠し、モニタリング、算定、報告に必要な体制を構築している。

【参考：体制図】

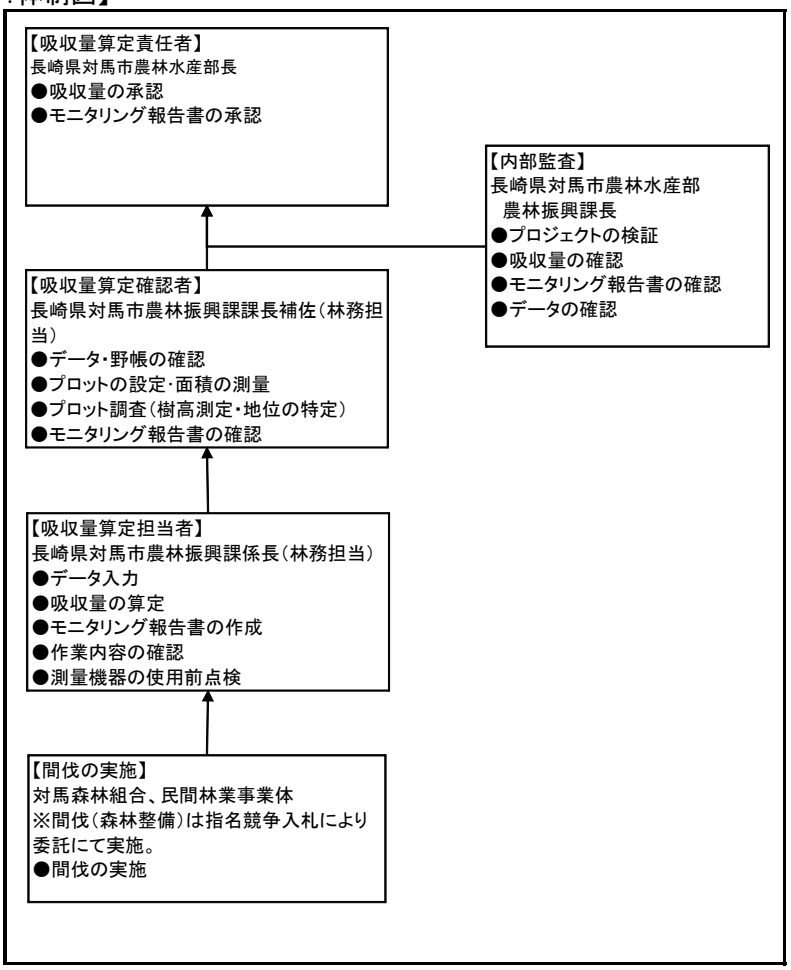

【QA / QC 体制】

(1) 教育・訓練

モニタリングにおける手順や算定基準に対する教育研修など、モニタリング及び純吸収量算定・報告に関する知識等を継続的に普及させることは、純吸収量の把握のる信頼性確保のために重要であることから適切に行うこととします。具体的には、コンサルタント会社からモニタリング体制やモニタリング手順、測定機器の維持管理、モニタリング報告書記載方法等についての説明をいただき、教育訓練については、教育訓練記録を作成し、平成 35 年度まで保管する。

(2) 情報の保管

	検証機関が吸収量の算定結果を再計算できるように、プロジェクト策定時に使用した全てのデータを文書化し、平成 35 年まで保管する。 (3) データの確認 報告データの信頼性を高めるためにはデータのチェックが必要であることから、収集単位の確認、調査野帳と算定ファイルの突き合わせ、使用した係数等の確認、林分間の比較等、農林振興課内の複数人によるチェック体制とする。 また、測量データなどの転記の際は、読み合わせチェックを行う。 (4) 内部監査 内部監査は、対馬市農林振興課長が、構築した体制や実施ルール・本ガイドラインにおいて要求されている事項に、組織の活動が適合しているか、あるいは効率よく機能しているかを確認する。データのモニタリング及び収集、純吸収量の算定、報告等の一連の報告プロセスの信頼性の維持・向上のために行う。これらのプロセスは、定期的に行う。また、データのモニタリング及び収集、純吸収量の算定、報告、チェック等の一連の報告プロセスで発見された課題や問題点については、是正措置・予防措置等の必要な措置を取る。内部監査はモニタリング後 1 回実施し、監査記録を作成し、平成 35 年度まで保管する。 (5)測定機器の維持管理 測定機器は、モニタリング担当者が適切な方法で管理し、キャリブレーションが必要な機器については、5年に1回、キャリブレーションを行うと共に、計測時に点検を行う。モニタリング担当者が点検記録を作成し、平成 35 年度まで保管する。 (6)手順書の作成 これら、モニタリングの QA/QC のため、一連のプロセスについて、算定担当者が手順書の作成を行う。 （その他特筆すべき事項）
モニタリング結果概要[2]	☑ プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。 ☑ モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。 ☑ モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。 （その他特筆すべき事項）
適用モニタリング方法ガイドライン	オフセット・クレジット（J-VER）制度モニタリング方法ガイドライン （ 森林管理プロジェクト用） ver4．0．
適用方法論	方法論番号：R001 ver.5．0 方法論名称：「森林経営活動によるCO2吸収量の増大（間伐促進型プロジェクト）」

モニタリング結果

モニタリング期間		2008年4月1日～2012年8月31日					
＜方法論R001・R002・R003のみ＞ モニタリング対象面積		118．54ha					
排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	28	53	353	550	222	1，206
認証依頼削減・吸収量		1，206t-CO2[3]					

[2] モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

[3] 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】 事業者名：対馬市役所（ツシマシヤクショ）
ダブルカウントの防止措置内容	**以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。** **（オフセット・クレジット（J-VER）制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照）** **【①・類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】** ☑ 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値（以下、「環境価値」という。）の認証を取得しません。 □ 以下の類似制度（電力における RPS 法を含む）に申請しています 類似制度名： □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。 □ 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。 理由： **【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】** □ 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等（電気、バイオガス等）を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。 ☑ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット（J-VER）制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。 ※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット（J-VER）として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること（上記の「説明文書」の作成等）を確認する必要がある。

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

□ 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

□ ホームページ

ホームページ URL:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ 出版物 （環境報告書/定期刊行物）

□ その他 具体的に:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☑ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

□ 公的な報告・公表制度には参加していません。

☑ 以下の公的な報告・公表制度に参加しています

☑ 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

□ 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

□ 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

□ 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ その他

具体的に:＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

□ 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

ダブルカウント防止措置責任者 （プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以　上

資料4

様式 13

2012.06.15 第 2.1.版

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
(事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成 24 年 10 月 19 日

検証結果の概要報告書

検証結果の概要について以下の通り報告いたします。

対象プロジェクト名		
国境の島対馬市の市有林における大陸とのつながりを示す多様な生態系の保全のための森林吸収プロジェクト ～連環した森・川・里・海の再生による環境王国・対馬の確立を目指して～		
GHG 検証機関		
当該プロジェクトにおける検証を行うにあたり、当該プロジェクトに関して一切の利害関係がないことを宣誓します。		
機関名	一般財団法人 日本品質保証機構 (JQA)	印
担当部署名	地球環境事業部	
責任者名	矢野 忠行	
責任者 E-mail	yano-tadayuki@jqa.jp	
責任者電話番号	03-6212-9333	
審査員名[i]	検証担当者 :野村 祐吾(検証チームリーダー) 外部専門家 :なし レビュー担当者 :浅川 健一(テクニカルレビュー、プロセスレビュー)	
機関要件への合致	合致	
検証結果		
適用妥当性確認・検証ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度 妥当性確認・検証ガイドライン Ver. 2.2	
事業者との契約日	2012年9月7日	
モニタリング報告書受領日[ii]	2012年9月12日	
検証報告書発行日	2012年10月19日	
現地審査	期間	2012年 9 月 19 日～ 2012年 9 月 20 日

		審査内容	デスクレビュー（フェーズ1検証）の結果に基づき、プロジェクト事業者等に対するヒアリング、記録及び現地確認（フェーズ2検証）を行った。検証ポイントは以下の通りである。 ＜GHGデータ及び情報＞ ・　プロジェクト活動に関係するすべての吸収・排出活動 ・　プロット調査の実施状況 ・　パラメータの引用 ・　活動量データ並びに算定に必要なデータ ・　データの集計結果 ・　吸収増大量の算定結果 ・　プロット地点の変更箇所についての妥当性 ＜QA・QC体制＞ ・　モニタリング体制及び算定体制 ・　モニタリング担当者の力量 ・　データチェックの実施状況 ・　計測機器の管理状況			
排出削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012
	t-CO2	28	53	353	550	222
検証結果の要約		一般財団法人　日本品質保証機構（JQA）は、対馬市の市有林における森林施業計画区域の森林を対象として、モニタリング期間（2008年4月1日～2012年8月31日）における二酸化炭素吸収増大量を検証した。検証の結果、「オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく温室効果ガス吸収プロジェクトモニタリング報告書 Ver.1.1　国境の島対馬市の市有林における大陸とのつながりを示す多様な生態系の保全のための森林吸収プロジェクト　～連環した森・川・里・海の再生による環境王国・対馬の確立を目指して～」に記載された二酸化炭素吸収増大量 1,206 t-CO2は、「オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく温室効果ガス吸収プロジェクト計画書 Ver. 1.2」及び「オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく温室効果ガス吸収プロジェクト計画書別紙　モニタリング計画書Ver. 1.2」に基づいて算定されており、不確かさ及び誤りの合計値が0 t-CO2（二酸化炭素吸収増大量に対する割合：0%）となり、重要性の判断基準の5%未満であることから、検証意見は無限定適正意見であることを表明する。				

[i] 審査担当者、レビュー担当者、外部専門家を含み、それぞれの役割を記載すること。

[ii] 検証機関がプロジェクト代表事業者等からモニタリング報告書を受領した日を記載すること（この日を以て当該検証の開始日とみなす）。